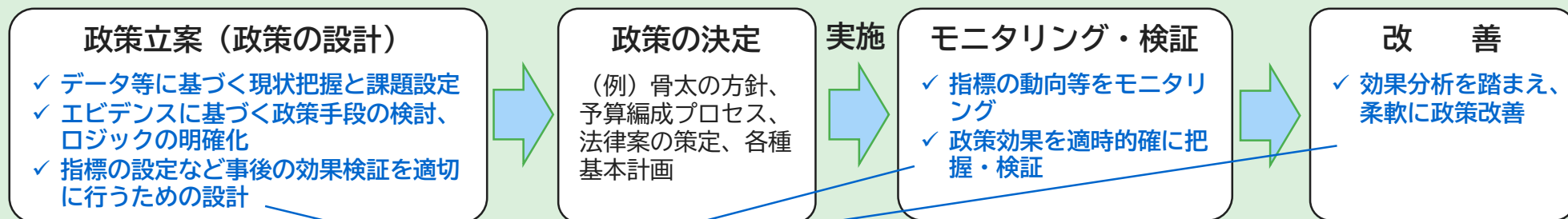


政策評価審議会の令和3年3月の「提言」を基に、デジタル臨時行政調査会の動きを踏まえ、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向性について取りまとめたもの

- 制度導入から20年を経た政策評価は、政策の過程とは切り離された「評価書」を作成するための形式的な作業となっているとの指摘  
⇒ 政策の企画立案等の中で実際に行われる効果検証等を「評価」と捉え、政策過程において重要な役割を担うものと位置付けるべき
- デジタル化など社会経済が急速に変化し、複雑化・困難化する課題や、新型コロナ対策など前例がなく予測困難な課題にスピーディかつ的確に対応するため、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行えるようプロセスを見直し

## 【今後の政策形成・評価のプロセス】⇒ プロセスを通じて、EBPMを実践



### 政策評価

⇒ プロセスの中で用いられる資料が「評価書」となる  
（このプロセスが適切に行われているものは、別途の「評価書」作成作業は不要）

## 総務省は、上記のプロセスを定着させていくための環境を整備

- ✓ 人材育成や外部専門家の知見の活用などで各府省を支援
- ✓ 評価関連作業の重複を整理し（行政事業レビューとの一体化）、政策の質を高める取組に注力
- ✓ 官民の幅広いデータの収集・利活用支援

⇒ 今後、各府省の協力を得ながら具体化を進めて改革を実行

## 【政策評価制度の改革の方向】

- 政策形成・評価のプロセスにおいて望ましい取組が行われ、E B P Mの実践が進むよう、各府省の取組を支援
  - 政策の立案段階から、政策効果の分析、適切な指標設定の在り方、外部専門人材の活用等を支援  
(総務省が、各府省と共同で、具体の政策について実施している「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」の枠組みも活用)
  - 実際の政策プロセスで実践される効果検証等の取組を政策評価として取り扱い、その内容が整理されている資料等(審議会の報告書等)を活かし、別途評価書を作成する作業負担を軽減
  
- 官民の幅広いデータの収集・利活用や、E B P Mを実践する人材育成など、評価の環境整備を推進
  - データカタログの整備やルール作り、システム整備等、データの収集・利活用の環境整備の早期実現
  - E B P Mの実践など政策形成・評価に係る基礎的な知識・能力を持つ人材育成の推進
  
- 今後の「政策形成・評価」のプロセスに対応し、各府省の負担軽減を図りつつ、意思決定の質を高める取組に注力できるよう、評価の実施の考え方を整理
  - 「行政事業レビュー」に「目標管理型評価」(政策評価)を一体化し、政策サイクル全体を効果的に回していくための「基盤」を構築
  - 政策の特性等に応じて、政策の企画立案や改善等に貢献できるタイミング、単位で柔軟に評価を実施